

相 談

家計調査への御協力をお願いします

〔相談要旨〕

先日、自宅に家計調査の調査員が来て、世帯人数や勤務状況を尋ねられた。家計調査とはどのような調査か教えてほしい。



回 答

相談を受けた鳥取行政監視行政相談センターは、次のとおり回答しました。

家計調査は、統計法に基づき、総務省が、県・指導員・統計調査員を通じて行っており、国民生活における収支の実態や世帯・住居・貯蓄・負債の状況などを調査します（世帯の種類により多少異なります。）。

調査対象世帯は、様々な特性を考慮し選定した 168 市町村から無作為に調査地区を選定し、さらにその中から、無作為に約 9 千世帯を抽出しています。

調査結果は、国民共有の財産として、国や地方公共団体が景気判断の指標、社会保障・税制・農業対策・産業振興の立案などに利用するほか、民間企業、学術研究機関などでも幅広く利用されています。

対象となった世帯には、知事が任命した統計調査員が訪問し、家計簿や調査票の記入を依頼します。お手数をおかけいたしますが、御回答をお願いいたします。

【一口メモ】

最近、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、個人情報等を詐取する「かたり調査」が発生しています。

「かたり調査」の判断のポイントは、次の2点です。

- ① 国や地方公共団体の職員、統計調査員等が、電話や電子メールで統計調査を依頼したり、個人や世帯の情報を調査することはありません（ただし、未提出世帯への督促や回答内容の確認のため電話することはありません。）。
- ② 統計調査員は、常に調査員証を携帯しています。

不審に思った場合には、県や市町村の統計主管課や、総務省鳥取行政監視行政相談センターにお問い合わせください。